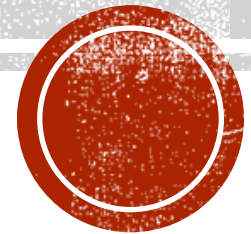


# 障害福祉サービス集団指導 【入所・短期入所編】



令和7年度

熊本市障がいサービス課

# 運営指導における主な指導事項 (施設入所支援)



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （運営に関する基準）

### 個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない（提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。）。
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の署名等を得ていない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （運営に関する基準）

### 個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果を記録していない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （運営に関する基準）

### 個別支援計画の作成

- ①施設障害福祉サービス計画の原案は、必ずサービス管理責任者（又はサビ管OJT）が作成してください。
- ②作成した計画の原案は、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。
- ③サービス管理責任者は、少なくとも6月に一度、モニタリングを行い、必要に応じて計画の見直し（モニタリング）を行ってください。

上記について、実施されていることが確認できない場合  
⇒個別支援計画未作成減算（所定単位数の30%～50%減）



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （運営に関する基準）

### 施設障害福祉サービス計画の作成・支援記録について

- 個別支援計画において施設入所支援の夜間の支援内容と日中活動における支援内容が明確に区別されていない。
- 支援記録において夜間の施設入所支援の支援実績と日中活動における支援内容が明確に区別されていない。

過誤調整による給付費返還の対象となる場合があります。（後述）



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

## 施設障害福祉サービス計画の作成・支援記録について

- ①個別支援計画や支援記録は、施設入所支援の夜間の支援内容と日中活動における支援内容を明確に区別したうえでそれぞれ作成してください。
- ②施設障害福祉サービス作成においては、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を明記してください。



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

## サービス管理責任者研修について

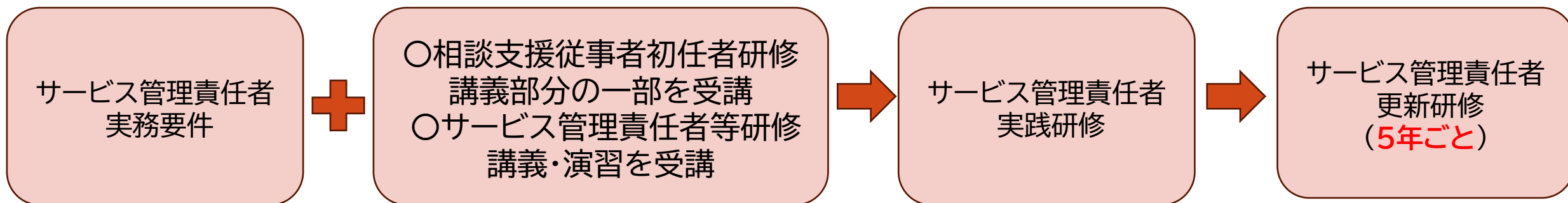
サービス管理責任者として従事するためには、

○実務要件

○研修要件

上記のいずれも満たしておく必要があります。

【サビ管配置までの流れ】



実践研修・更新研修の受講忘れによる  
サービス管理責任者欠如が散見されます！！

サービス管理責任者が不在の場合

⇒ サービス管理責任者欠如減算(所定単位数の30%~50%減)

⇒ 個別支援計画未作成減算(所定単位数の30%~50%減)

※いずれも昼間実施サービスにて減算

「更新研修」や「実践研修」の修了証に次の研修の受講期限が記載されていますので受講忘れがないようにしましょう



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （運営に関する基準）

### 非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。

避難訓練を実施した場合は、**日時**、**内容**等を記録に残してください。  
なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （運営に関する基準）

### 開所日数の取扱いについて

障害者支援施設等の開所日数の取扱いに関するQ&A(平成28年3月31日付け事務連絡)

- Q. 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとされているが、開所日数とは何を指すのか。
- A. 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、**土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない**。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。



# 運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

## （報酬の算定に関する事項）

### 定員規模別単価の取扱いについて

- 昼間実施サービスを複数実施する事業所において、昼間実施サービスの給付費の算定が誤っている。

報酬を請求する場合の利用定員の算出に当たって、日中活動系サービスを複数実施する事業所にあつては、サービス事業ごとの**利用定員を合計した利用定員の規模**で請求する必要があります。

例)生活介護25名、就労継続支援B型20名定員の障害者支援施設の場合

⇒生活介護サービス費:41人以上50人以下

⇒就労継続支援B型サービス費: 41人以上50人以下



# 地域連携推進会議の開催について

令和7年度より、各障害者支援施設にて地域連携推進会議の開催が義務づけられました。

## 【目的】

- 利用者と地域の関係づくり
- 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- 施設等やサービスの透明性・質の確保
- 利用者の権利擁護

## 【留意点】

- 最低でも年に1回の開催が必要になります。
- 原則、会議の開催と施設訪問は別の日をお願いします。
- 開催後は市障がいサービス課に議事録の提出が必要になります。

熊本市ホームページに国の手引きや本市の取扱いを掲載しておりますのでご参照ください。  
[地域連携推進会議について](#)



# 地域移行等意向確認担当者の選任等について

令和8年度より、入所利用者に対する地域移行等意向確認が義務づけられます。

目的…利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービスの利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認を行うもの。

## 【具体的内容】

- ① 地域移行等意向確認等に関する指針の作成
- ② 地域移行等意向確認担当者の選任
- ③ 意向確認の実施と個別支援計画への反映

厚労省より、地域移行等意向確認に関するマニュアルが発出されています。ご確認ください。  
障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル



## 令和8年度から義務化される地域移行等意向確認等の具体的な内容

### ① 地域移行等意向確認等に関する指針の作成

施設として、入所者への意向確認の手順や方法を明確に示した指針を作成し、支援者が一貫した支援を提供できるようにすることが求められています。

### ② 地域移行等意向確認担当者の選任

入所者の地域生活への移行や入所している施設外の障害福祉サービスの利用等についての意向確認を定期的に行う担当者(地域移行等意向確認担当者)を選任することが求められます。担当者は、入所者一人ひとりのニーズを把握し、必要に応じて、地域生活支援拠点等や相談支援事業所などと連携しながら適切な支援をする役割を担います。

### ③ 意向確認の実施と個別支援計画への反映

地域移行等意向確認担当者は、すべての入所者に対して、現在の障害福祉サービス等の利用状況を把握したり、地域生活への移行や施設外の日中活動系サービスの利用に関する意向等について定期的に確認したりして、その内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しなければなりません。

こうしてサービス管理責任者と協力し、入所者の意向を反映した個別支援計画を作成することが求められます。



施設入所支援編は以上となります。



# 運営指導における主な指導事項 (短期入所)



# 運営指導における主な指導事項（短期入所）

## （運営に関する基準）

### サービスの提供の記録

- 入所又は退所の日時が記録に記載されていない。

サービスを提供した際の記録については具体的なサービス内容と心身の状況を記載しますが、「入所、退所の日時」のほか「送迎の方法(家族の送迎か、事業所の送迎か等)」の記載を忘れがちです。

特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後再び指定短期入所を提供する場合、退所、入所として取り扱わなくてはなりません。

同一法人内の複数の事業所において、同一利用者へサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。



# 運営指導における主な指導事項（短期入所）

（報酬の算定に関する事項）

## 短期入所サービス費

- 夕方に入所した日や午前中に退所した日に福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している。

日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定すること。



# 運営指導における主な指導事項（短期入所）

（報酬の算定に関する事項）

## 定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている。  
⇒定員を上回る利用者の受け入れについては原則、  
災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合のみ可能。

1日あたり利用者数が定員の110%を超過した場合  
⇒**定員超過利用減算（所定単位数の30%減）**



短期入所編は以上となります。

